



《新型コロナにより打撃を受けた農業経営者支援》

大宜味村農業者経営体力再生事業《堆肥(みのり)・農薬》補助のお知らせ

※申請期間は令和2年10月5日から令和3年1月15日までです！

【経済支援目的】

新型コロナウイルス感染症の発生により、本村の農産物の出荷単価及び出荷量の減少に伴い、売上げが低下するなど農業者は大きな打撃を受けています。花卉農家においては、出荷が行えず生産物を破棄しているなど、今後の農業経営が非常に厳しい状況下にあります。そこで、村内産堆肥(みのり)及び農薬の購入費を一部補助し、経営体力の再生を図ることを目的に、次のとおり新型コロナの打撃から負けない生活・経済支援事業を実施いたします。



【補助対象商品】 (1)村内堆肥(みのり)

(2)農薬



- ① 補助対象者 (1)大宜味村在住で農業を経営している方。
(2)令和元年分の申告をしており、農業収入がある方。
- ② 申請方法 (1)上記①に該当する対象者につきましては、大宜味村役場産業振興課に申請書類を提出。
- ③ 提出書類 (1)「大宜味村農業者経営体力再生事業補助金交付申請書及び同意書」
(2)令和元年分申告書写し
(3)出荷証明書等の写し(※花卉農家のみ提出)
※(1)様式については産業振興課にて配布又は村HPよりダウンロードできます。
- ④ 申請期間 (1)令和2年10月5日(月)から令和3年1月15日(月)
- ⑤ 補助交付決定 (1)①交付決定者にはクーポン券の配布
- ⑥ 補助内容 (1)花卉農家：50%補助(購入費上限補助額6万円)一枚5,000円×12枚
(2)花卉農家以外：50%補助(購入費上限補助額3万円)一枚5,000円×6枚
- ⑦ 購入方法 (1)JAおきなわ大宜味支店経済課にて事前予約を行った上で、クーポン券を提出し、堆肥及び農薬を購入する。
- ⑧ 購入場所 (1)JAおきなわ大宜味支店経済課。
(2)運搬に関しては購入者が行う。
- ⑨ 予約及び購入期間

| 予約期間 | 受取期間 |
|--------------------|-------------------|
| 第1回：10月19日から10月30日 | 第1回：11月9日から11月11日 |
| 第2回：11月16日から11月30日 | 第2回：12月7日から12月9日 |
| 第3回：12月21日から12月30日 | 第3回：1月4日から1月6日 |
| 第4回：1月18日から1月29日 | 第4回：2月8日から2月10日 |

⑩注意事項

※クーポン券は本人のみ利用することができ、他人へ譲渡及び転売による利用を禁止し、他の補助事業(国、県、大宜味村地域振興券)の併用はできません。

※偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し補助金の返還を求めます。

お問い合わせ先：大宜味村役場 産業振興課 TEL 0980-44-3232